

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第17号
事故等種類	乗揚（アンカーブイのワイヤロープ）
発生日時	平成26年2月6日（木） 07時00分ごろ
発生場所	福岡県北九州市 藍島 ^{あいのしま} 西方沖 北九州市所在の白州 ^{しらす} 灯台から真方位055° 950m付近 （概位 北緯33° 59.4′ 東経130° 47.9′）
事故等調査の経過	平成26年2月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 むつみ丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	292-38989福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船尾船底に破口、プロペラ翼に欠損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、北九州市白島東方沖の釣り場に向かうため、船長が、操舵室の椅子に腰を掛け、手動操舵により、藍島西方沖を約16ノットの対地速力で北西進中、平成26年2月6日07時00分ごろ、藍島西方沖の水路測量区域（以下「測量区域」という。）にある台船を係止するためのアンカーブイ（以下「本件アンカーブイ」という。）のワイヤロープに乗り揚げた。 船長は、知人に救助を求めたが、推進器にワイヤロープが絡索して脱出できなかったため、海上保安庁に通報した。 本船は、ダイバーに本件アンカーブイのワイヤロープを切断してもらい、僚船にえい航され、関門港小倉区に帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1 海象：潮汐 下げ潮の末期 日出時刻 07時10分、常用薄明開始時刻 06時45分
その他の事項	七管区水路通報第3号（平成26年1月24日）には、次のとおり記載されていた。 （一） 下記のとおり、作業船による水路調査が実施されている。 （二） 期間 平成26年3月31日までの内2日間 日出～日没 （三） 区域 下記4地点により、囲まれる区域 ① 33-59-30N 130-48-24E ② 33-59-18N 130-48-05E ③ 33-59-27N 130-47-57E

	<p>④ 33-59-39N 130-48-16E</p> <p>(四) 標識 作業船は、水路業務法施行規則第6条に定める白紅白の燕尾旗を掲げる。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近において、水路測量が行われていること、及び本件アンカーブイが設置されていることを知っていた。</p> <p>船長は、ふだん、本事故発生場所付近の東側を航行して釣り場に向かっていたが、本事故時、本件アンカーブイの存在を忘れ、本事故発生場所付近を航行した。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを使用していた。</p> <p>同乗していた釣り客は、船長の左横に立ち、見張りの補助を行っていた。</p> <p>同乗していた釣り客は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、藍島西方沖を北西進中、船長が測量区域内の本件アンカーブイの存在を忘れ、同区域内を航行したことから、ワイヤロープに乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が、藍島西方沖を北西進中、船長が測量区域内の本件アンカーブイの存在を忘れ、同区域内を航行したため、ワイヤロープに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPSプロッターにコースを設定しておき、設定したコースどおりに航行すること。